

平成29年6月2日

上天草市不妊治療費助成金交付事業について

市民が安心して子どもを産み、育てることができる環境整備を目的として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、平成29年4月1日以降の治療費用の一部を助成することになりました。

〔事業の概要〕

- 特定不妊治療費助成事業（体外受精または顕微授精に要する費用）
特定不妊治療（体外受精又は顕微授精）以外では妊娠が難しいと医師に診断された、熊本県特定不妊治療費助成事業の承認を受けた夫婦に上乗せし助成する。
助成費用：特定不妊治療の内容により、上限10万円と5万円
- 一般不妊治療費助成事業（人工授精に要する費用）
夫婦のいずれかが医師に不妊症と診断されており、一般不妊治療のうち人工授精を実施した夫婦に治療費を助成する。
助成費用：1回の治療につき上限1万円。（1年度に6回までの助成）



（連絡先）

健康福祉部健康づくり推進課

担当：船元課長、中山保健師

電話：（直通）0969-28-3376

FAX：0969-56-3307

不妊治療助成内容

1 特定不妊治療助成内容

(1) 助成額

特定不妊治療費から県事業の助成額を控除した額を助成します。ただし、次のとおり上限額があります。

①下記の表「治療ステージ」欄に掲げるC及びF以外の場合 上限額10万円

②下記の表「治療ステージ」欄に掲げるC及びFの場合 上限額5万円

【特定不妊治療の治療ステージ】

治療ステージ	治療内容
A	新鮮胚移植を実施
B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるため1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
C	以前に凍結した胚による胚移植を実施
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(2) 助成回数

助成の回数は、県事業の承認を受けた回数となります。

2 一般不妊治療助成内容

(1) 助成額

人工授精（保険外診療に限る。）に要する自己負担額とします（文書料、個室料等の人工授精に直接関係のない費用は含まれません。）ただし、1回の治療につき1万円を上限額とします。

また、医療保険関係法令に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところより、その一般不妊治療に要する費用に対し給付が行われる場合は、その額を控除した額とします。

(2) 助成回数

助成の回数は、1年度につき6回までとします。